

ファクトシート

《作成日:平成24年6月14日》

食品に含まれる多環芳香族炭化水素(PAHs)(概要)

1. 食品に含まれる PAHs とは

多環芳香族炭化水素 (PAHs: Polycyclic Aromatic Hydrocarbons)とは、炭素と水素原子から成る 2 つ以上の縮合芳香環を含む多くの種類の有機化合物です。これらの化合物は、有機物質の不完全な燃焼又は熱分解、そして各種の工業過程で生成されます。不完全な燃焼などによる場合には、数百の化合物からなる複雑な混合物として発生します。また、PAHs は火山活動、山火事、化石燃料の燃焼によっても生成します。環境由来(原油流出事故等が原因)の PAHs による魚介類汚染も欧州では問題となっています。

食品に多く含まれる PAHs としては、ベンゾ[a] ピレン(benzo[a] pyrene、以下 BaP と記載) など 30 種類程度の化合物が様々な食品の分析結果により明らかとなっています。 PAHs は食品を焼くなどの調理の過程や乾燥・加熱などの製造過程で生成されるので、肉・魚介類の燻製、直火(食品と炎が接触)で調理した肉(網焼き等)、植物油、穀物製品などに多く含まれます。

本ファクトシートでは、国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同食品添加物専門家会議(JECFA)や欧州連合(EU)において食品の基準値が定められている BaP を中心にまとめています。

2. ヒトに対する影響

ヒトの暴露^{注1}経路はさまざまで、喫煙者は喫煙すること、非喫煙者であれば食品を食べることが主要な暴露源となります。国際がん研究機関(IARC)は 60 種の PAHs を評価し、PAHs の多くに発がん性や遺伝毒性があること、あるいは、ヒトに対する発がん性が疑われることを報告しています。

食品に含まれる PAHs については、JECFA が BaP を指標として検討を行っており、ヒトが 暴露される可能性の範囲と、食品を通じてヒトの体内に入る量(推定摂取量)をもとに暴露 マージン (MOE) 注2を求め、PAHs による健康への懸念は低いと結論を出しています。

3. 海外の状況

食品中の PAHs については、BaP についての基準値が、欧州(食用油脂、乳幼児用食品、燻製等)、カナダ(オリーブポーマスオイル)、韓国(食用油脂、燻製魚等)、中国(食用油脂)等で設定されています。WHO では、飲料水水質ガイドラインにおいて基準値が設定されています。

また、国際食品規格等を作成しているコーデックス委員会(FAO及び WHO により設置され

注1 暴露(ばくろ):作業段階や、環境経由、製品経由、あるいは事故によって、ヒトが化学物質を吸ったり、食べたり、触れたりして、体内に取り込むこと、また、生態系が化学物質にさらされることの総称です。

^{注 2} 暴露マージン(MOE: Margin of Exposure):ある化学物質のヒト暴露量が動物実験で得られた無毒性量 (NOAEL)^{注 8} 又はベンチマーク用量信頼下限値(BMDL)に対してどれだけ離れているかを示す係数です。 NOAEL 又 BMDL/暴露量により算出します。この値が大きい程、現時点の暴露量はヒト又は環境中の生物に有害性を発現するまでの余裕が大きいということを示しています。

ている機関)では、「燻製及び直接乾燥による食品の PAH 汚染を低減するための実施規範」を 2009 年 7 月に採択しています。

JECFA は、BaP を遺伝毒性及び発がん性のある PAHs の暴露マーカーとして評価し、マウスによる 2 年間混餌投与試験に基づき BaP のベンチマーク用量信頼下限値 (BMDL) $^{\pm 3}$ を 100,000 ng/kg 体重/日 $^{\pm 4}$ とし、MOE を平均摂取群で 25,000、高摂取群で 10,000 としています。

欧州では、欧州食品安全機関(EFSA)がMOEによる評価手法を用いてBaP等の評価を行い、 平均推定経口摂取量では消費者の健康への懸念が低いが、高摂取者の MOE は約 10,000 ある いは 10,000 未満であり、消費者の健康への懸念の可能性及びリスク管理が必要になる可能 性を示しています。

欧州連合 (EU) は、EFSA の結論に基づき、PAHs の唯一のマーカーとして BaP を用いる現行システムは継続できないとし、委員会規則 (EC) No 1881/2006 を 2011 年に一部改正しました。BaP の基準値を別個に維持する一方、4 種類の PAHs (PAH4) $^{\pm5}$ の総量の基準値を新たに設定しています。

4. 国内の状況

日本では、食品中の PAHs についての基準値は設定されていません。

農林水産省や環境省等において、日本の食品中に含まれる PAHs についての研究が行われています。

農林水産省では、食品安全に関するリスクプロファイルシートとして「多環芳香族炭化水素 (PAHs)」がとりまとめられ、ホームページに公表されています。また、環境省では、BaP 等の個々の化合物について、健康リスクを含めた、化学物質の環境リスク初期評価を公表しています。BaP については、経口暴露の非発がん影響は、ラットの中・長期毒性試験での前胃の過形成に係る無毒性量等 $^{2:6}$ から、MOE を 1, 100~1,500 とし、発がん性については、予測最大暴露量に対応する過剰発生率をスロープファクター $^{2:7}$ から求め、1.0×10 $^{-5}$ ~1.5×10 $^{-5}$ としています。

なお、食品安全委員会では、食品に含まれる多環芳香族炭化水素(PAHs)について、平成 22 年度に「自ら評価」の候補案件として審議し、その結果、ファクトシートを作成して情 報提供を行うこととなりました。本ファクトシートは、平成23 年度食品安全確保総合調査

注3 ベンチマーク用量信頼下限値(BMDL): 毒性発現率と摂取量の相関性に数理モデルを適用し、ある確率で 毒性(通常一般毒性では 10 %(BMDL10)、発生毒性では 5 %)を発現(又は増加)すると推定される摂取量 の信頼限界(通常 95 %)の下限値で、経験的に NOAEL と近い値になると考えられています。この方法では、 NOAEL 法と違い、実験デザインを含めた推定が可能です。

注4 ng(ナノグラム): 1mg(ミリグラム)の 100 万分の 1 の量です。1,000 ナノグラム=1 マイクログラム=1,000 分の 1ミリグラムです。

注 5 BaP、ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[b]フルオランテン、クリセンの 4種類。

注6 原典記載どおり。「無毒性量(NOAEL)等とは、NOAEL(無影響量(NOEL))から、又は最小毒性量(LOAEL(最小影響量(LOEL)))を 10 で除して変換した NOAEL(NOEL)から求めた数値」とされています。

^{注 7} スロープファクター(slope factor): 体重 1 kg 当たり 1 mg の化学物質を、毎日、生涯にわたって経口摂取した場合の過剰発がんリスク推定値。

がんの過剰発生率=スロープファクター(mg/kg/日)⁻¹× 経口暴露量(mg/kg/日)

注8 無毒性量(NOAEL: No Observed Adverse Effect Level):ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量のことです。通常は、さまざまな動物試験において得られた個々の無毒性量の中で最も小さい値を、その物質の無毒性量とします。

の結果を踏まえて取りまとめたものです。

ファクトシート(食品に含まれる多環芳香族炭化水素(PAHs))

※印は文末に用語解説あり

※印は文木に用語解説の							
項目	項目						
	PAHs(Polycyclic Aromatic Hydrocarbons)/多環芳香族炭化水素 (類)						
1.名称/別名	※PAHsは、有機物質の不完全な燃焼又は熱分解により精製する有機化合物の一群でありPAHと記す場合もあるが、本ファクトシート内では参考文献の表記にかかわらずPAHsと記載した。 ※上記のとおり、PAHsは化合物の一群のことを指すが、本ファクトシートでは、国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同食品添加物専門家会議(JECFA)や欧州連合(EU)において食品の基準値が定められているベンゾ[a]ピレン(benzo[a]pyrene、以下BaPと記載)を中心にまとめた。 ※食品におけるBaPを含むその他の主要なPAHs(欧州委員会規則(EC) No 81/2006に定められた16種のPAHs)について、別添に一覧形式でまとめた。 ※PAHsは、環境汚染や職業性暴露 [※] のハザードでもあるが、本ファクトシートは食品に含まれる汚染物質としてのPAHsについてまとめた。	1,2,3 ,4					
2.概要(用途、汚染経 路、汚染される可能性 のある食品等)	・PAHsは、炭素と水素原子から成る2つ以上の縮合芳香環を含む多くの種類の有機化合物である。 ・食品の製造過程(乾燥や燻製など)や高温での食品の調理(グリル、ロースト、フライ)は、PAHsの主な供給源となる。 ・穀類、油糧種子(油脂含量の多い種子で、油をとるもの)/油、コーヒー及び茶(tea)へのPAHsの混入は、通常、直火での乾燥のような製造過程で生じ、加工品との接触により混入する可能性がある。・PAHsの摂取に主に貢献しているのは、穀物、穀物製品、植物油脂及び植物油であるとしている。 ・非喫煙者においては食品がPAHsの主要な暴露源である。喫煙者においては喫煙と食品からの寄与は同程度である。	1, 2					
3.注目されるようになった経緯	・現在、BaPは、国際がん研究機関(IARC)の評価でグループ1(ヒトに対して発がん性がある)に分類されている(2012)。 ・BaPは一般的に他のPAHsとともに、網焼きや直火で焼いた食品に見られる(2007)。 ・欧州連合(EU)では、環境由来で高濃度に汚染される可能性がある食品、特に原油流出事故等が原因で汚染された魚介類に対し、PAHsの基準値(maximum level)が必要だとしている。	5,6,7					
4.毎性に関する科学的先	□見(国内/国際機関/諸外国)	1					
(1)体内動態(吸収~排 出までの代謝)	- 食品から摂取する場合、その吸収は消化管から行われ、PAHsの水溶性や親油性*により決定される。(2006) - ラットの腹腔内投与により、BaPは血中から速やかに排出される(半減期:1分以内)。(2006) - 雌ラットにBaP0.45mgを静脈内投与したところ、24 時間以内に投与量の約65%が糞便に、18%が尿中に排出され、1.8%が肝臓中に残った。(1982) - CYP(シトクロムP450)*により芳香族化合物*中の環が酸化され、グルタチオン*、グルクロン酸*、硫酸の抱合*を受ける。(2006) - 酸化により、核酸、タンパク質と共有結合する求電子性*の代謝物が生成する可能性がある。(2006)	1,8					

項目		内容								
	①急性毒性	環境省によるBaPの健康リスクの基礎評価(2006)によれば、 ・ヒトの急性毒性症状については知見はないが、動物実験では本物質の急性毒性は弱く、マウスでは、1,600mg/kgの経口投与でも死亡はみられていない。 ・ラットの経口投与では25mg/kg以上で自発活動量や神経運動機能の低下、100mg/kg以上で肝臓相対重量や平均赤血球へモグロビン濃度の増加、白血球の減少などが報告されている。								
	②遺伝毒性 (変異原性)	ピン濃度の増加、日皿球の減少などが報告されている。 JECFAは、33種のPAHsを評価し、動物試験から遺伝毒性があるとされるのはBaPを含む13種(別添参照)であると結論づけた。 (2006)								
(2)毒性	③発がん性	IARCのPAHsに関する最新の評価書60種のPAHsと職業(石炭により生成:業)について評価し、PAHsの多くに発と、あるいは、ヒトに対する発がん性だいる。(注:IARCは物質でないものも評以下には、欧州委員会規則(EC) Noた食品中の16種のPAHsのIARCによるグループ1(ヒトに対して発がん性がある)グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)グループ2B(ヒトに対して発がん性の可能性がある)グループ3(ヒトに対して発がん性の可能性がある)グループ3(ヒトに対して発がん性について分類できない)	されるPAHsに暴露される職がん性や遺伝毒性があるこがを持されてになった。 は	3,10						
		JECFAは、33種のPAHsを評価し、動物試験から発がん性があるとされるのはBaPを含む13種(別添参照)であると結論づけた。(2006)								
		・マウスでの試験: BaPと2種のコールタール混合物を雌マウスに2年間混餌投与した。BaP単独では、前胃、食道及び舌に乳頭腫及び/又は腫瘍を引き起こすのに対して、コールタール混合物は肝がんや肺がんも引き起こす。(1998)								
		欧州委員会(EC)の食品科学委員会 し、BaPを含む14種のPAHs(別添参照) 結論づけた。(2002)		2						

	項目	内容	参考 文献				
	④生殖発生 毒性	環境省によるBaPの健康リスクの基礎評価(2006)によれば、・最小毒性量(LOAEL)*:10mg/kg/日*(マウス雌30~60匹を1群とし、0、10、40、160mg/kg/日*を妊娠7日目から16日目で強制経口投与) 160 mg/kg/日*の親動物(F ₀)*で妊娠率及び出産率の有意な低下、10 mg/kg/日*以上で生後のF ₁ *児動物の体重の低下、F ₁ 児動物の繁殖試験では10 mg/kg/日*以上の群のペアで妊娠率低下、40mg/kg/日*以上でF ₁ 児動物雌の不妊、160 mg/kg/日*でF ₁ 児動物雄の不妊がみられた。10mg/kg/日*以上で、F ₁ 児動物雌雄の生殖器官に病理学的有害影響が観察された。・LOAEL:10mg/kg/日*(マウス雌9匹を1群とし、0、10mg/kg/日*を妊娠7日目から16日目まで強制経口投与)ー般状態、妊娠への影響はみられなかった。F ₁ 児動物の繁殖試験では、10 mg/kg/日*で産児数、出産回数は減少し、F ₁ 雌の卵巣重量、卵胞数、黄体数の減少がみられた。	9				
	⑤その他の 毒性(短期・ 長期毒性 等)	環境省によるBaPの健康リスクの基礎評価(2006)によれば、 ・無毒性量(NOAEL)*:5mg/kg/日*(ラット雌雄各40匹を1群とし、0、5、50、100 mg/kg/日*を90日間混餌投与) ・NOAEL:3mg/kg/日*(暴露状況で補正:2.1mg/kg/日*)(ラット雄8 匹を1群とし、0、3、10、30、90 mg/kg/日*を90日間(5日/週)強制経口投与) ・NOAEL:3mg/kg/日*(暴露状況で補正:2.1mg/kg/日*)(ラット雌雄各10匹を1群とし、0、3、10、30 mg/kg/日*を90日間(5日/週)強制経口投与) ・LOAEL:3mg/kg/日*(ラット雌雄各52匹を1群として2年間投与) *:原典記載どおり。					
5.食品の	汚染実態						
(1) 国内		精米前後の米について、10種のPAHsを測定。精米前では、合計PAHs量は58,000±9,500ng ^{*/} kg乾燥重量、精米後では、19,000±2,600ng/kg乾燥重量であった。(原典単位はmg/kg)(2001)	12				
	, DD	農林水産省により、かつお節及びかつお節加工品の含有実態調査(結果解析中)がなされている。					
(2)国際機	我的	情報は見当たらない。 欧州食品安全機関(EFSA)は、EU加盟国18か国から提出された食品約1万件のデータを評価し、全検体の約50%からBaPが検出されることを示した。全検体の30%においては、BaPが検出されていなくても発がん性かつ遺伝毒性のあるPAHsが検出されている。クリセンが最もよくみられる物質で、最高濃度は242,000 ng/kgであった。(2008)	14				
(3)諸外區等	アイルランド食品安全庁(FSAI)は、国内で入手した食品120サンプル中のPAHs28種類の含有量を調査した。一部のサプリメントを除きPAHs濃度は低かった。EU科学委員会が、モニタリング対象して推奨している15種類のPAHsの総量(SCF-15)の中央値上限(Median upper-bound levels)は以下のとおりであった。(原典単位mg/kg) ①チョコレート及びチョコレートビスケット: 2,260ng/kg、②ドライフーツ: 1,110ng/kg、③油脂類: 2,310ng/kg、④貝類: 850ng/kg、⑤製魚製品: 600ng/kg、⑥燻製貝製品: 13,220ng/kg、⑦乳幼児用1品: 600ng/kg、⑧燻製の肉類: 650ng/kg、⑨サプリメント: 5,580ng/kg(2006)		15				

項目		内容				
		フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)は、燻製魚のオイル漬缶詰のPAHs含有量を調査した。(原典単位はmg/kg) 2007年第4四半期に製造流通関連企業から13の食品サンプルを入手した。オイル切りした魚で最も高いBaP含有量は真空パックの燻製スプラット(ニシン属の小魚)のサンプル及び燻製ニシンのトマトソース漬サンプルで220ng/kgであった。採取したサンプル中のPAHsは、全てEUの規制に適合していた。(2009)	16			
2	米国	Kazerouniらは、ワシントンDC都市部の228食品を分析した。BaPが最も高かったのはウェルダンにグリル/バーベキューされたステーキやハンバーガー、皮付き鶏肉であった(調理肉で最高4,860ng/kgのBaP)。ミディアムに焼く、茹でるあるいは炒めた肉サンプルではBaPは焼き加減にかかわらず低めだった。肉以外のサンプルでは、BaPは一般的に低かったが、ある穀物や緑黄色野菜(例えば、ケール等)では、最大0.5ng/gのレベルであった。(原典単位はmg/kg)(2001)	17			

項目		内容								
		年に実施したオ を用い、35の食 た。そのうち15% にハンバーガー スであった。乳! 品中のBaPのレ に正確な比較に (2010)	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)は、2004年に実施したオーストラリアトータルダイエットスタディ*のサンプルを用い、35の食品から20種類のPAHsを分析し700点のデータを得た。そのうち15%からは検出されず、合計PAHsレベルは最も高い順にハンバーガー、チョコレート(ミルク)、乾燥ココナッツ、ポテトチップスであった。乳児用食品は相対的に低かった。オーストラリアの食品中のBaPのレベルは、食品の種類や分析方法に違いがあるために正確な比較は困難ではあるが、他の国よりも低いとみられた。(2010)							
		食品		I	aP 濃度(ng/kg	湿里重 <i>)</i> ^゚' ┰				
		2011	豪州	米国	英国	スペイン	イタリア			
		バター	0	nd ^{※2}	450	N/A ^{**3}	16			
		マーガリン	0	120	190-6,000	272	N/A			
		チーズ	0	nd	<40	78	14			
		全乳		20	<40	11	33			
		調製粉乳	0	N/A	<10-200	N/A	N/A			
		アイスクリーム	0	N/A	<40	N/A	N/A			
		ヨーグルト		180	<40		336			
		卵	0	30	<40	23	15			
	③その他	生魚	0	150	<80	235	27	18		
		缶詰魚	0	10	N/A	272	N/A			
		ベーコン	0	20	50	98	34			
		網焼き牛 ステーキ	0	4,750	燻なし 10~40 燻あり 10~140	98	フライパン 613 BBQ 1,445			
		網焼きラム	0	N/A	<40	8	N/A			
		網焼きポーク	0	10	<40	98	フライパン 35 BBQ 121			
		鶏胸肉	0	390	<40	98	5			
		牛ソーセージ	0	20	30-260	9				
		ハンバーガー	1,200	1,520		98	1			
		パン	75	100	110	262	17			
]		ミルク チョコレート	290	180	N/A	N/A	33			
		〒310円	中のPA 手法、数 算出と記	Hsレベノ 女量化や	レとの比較は 報告の限界(直、不検出	l値の取扱			
				•						
	X3 N/A:not applicable 6.暴露情報(国内/国際機関/諸外国)									
0.泰蕗情報(国内/国際税		0)							
(1)推定一日摂取量		日本:亀山(2006 (マーケットバス BaP 平均摂] bound)	ケット方					19		
		(農林水産省高) 調査」)	度化事業	美課題「1	食品中のフラ	ン及びPAI	H類の実態			

項目	内容						
	日本:舘野(2005) (1年間36日分(3日×12か月)の食事試料と想定される昼食試料に よる分析) BaP 平均摂取量70.05ng/日	20					
	日本:環境省によるBaPの健康リスクの初期評価(2006) 食物からの暴露量 食物からの平均暴露量 BaP 0.44ng/kg/日* 食物からの予測最大暴露量 BaP 1.4ng/kg/日* (食物の実測値を用い、飲料水2L及び食事量を2,000g、体重を50kg と仮定して推定) *:原典単位はμg/kg/日	9					
	JECFA:BaPの暴露推定(2006) 4.0ng/kg体重/日(平均摂取群)、10ng/kg体重/日(高摂取群) 子供は体重当たり大人の2~2.5倍と推定 バーベキューを食べる頻度の多い人や環境汚染のある地域に 住んでいる人の暴露はより大きい可能性がある。	1					

項目	内容									
項目	様々な国における 国 豪州 ベルギー ブルガリア チェコ デンマーク フィンランド フランス ドイツ ハンガリー アイスランド アイルランド イタリア オランダ ノルウェー スロバキア		平均 BaP 暴露 (ng/人*/日) 17~102 232 209 239 223 185 245 255 231 205 238 255 239 252	参 文献 14,1 8						
	スペイン	成人(20~65 才)	97~128							
	スウェーデン 英国	全人口 全人口	188							
7.リスク評価(ADI、TDI、	※一人当たりの体	重値は不明。	100							

項目	内容	参考 文献						
(1)国内	環境省によるBaP健康リスクの初期評価結果(2006) (経口暴露による健康リスク)	9						
(2)国際がん研究機関 (IARC)	IARCのPAHsに関する最新の評価書は2010年に発行されており、60種のPAHsと石炭誘導PAHsに暴露されるいくつかの職業について評価を行った(4の(2)の③を参照)。							
(3)国際機関	JECFAは、BaPを遺伝毒性及び発がん性のあるPAHsの暴露マーカーとして評価した。(2006) MOE 平均摂取群:25,000 高摂取群:10,000 BaPのベンチマーク用量信頼下限値(BMDL)*:100,000 ng/kg体重/日(マウスによる2年間混餌投与試験)及び一般消費者の推定平均摂取量4.0ng/kg体重/日、当摂取者の推定平均摂取量4.0ng/kg体重/日からMOEを計算。							
(4)諸外国 等	EUは、EFSAの結論に基づき、PAHsの唯一のマーカーとしてBaPを用いる現行システムは継続できないとし、委員会規則(EC)No 1881/2006を一部改正した。BaPの基準値を別個に維持する一方、4種類のPAHs(PAH4:BaP、ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[b]フルオランテン、クリセン)の総量の基準値を新たに設定した。(2011)	4						

項	Ϊ	内容					
		EFSAは、平均的摂取者及び高摂取者のBaP、2種類のPAHs(PAH2)、4種類のPAHs(PAH4)及び8種類のPAHs(PAH8)それぞれの経口暴露量と、Culpらの発がん性試験で使用された2種類のコールタール混合物から得られたそれらに対応するBMDL10値に基づいて、MOEによる評価手法を用いた。平均摂取者のMOEは、BaPで17,900、PAH2で15,900、PAH4で17,500、PAH8で17,000であった。高摂取者のMOEは同じ順番でそれぞれ10,800、9,500、9,900、9,600であった。これらのMOEは、平均推定経口摂取量において消費者の健康への懸念が低いことを示す。しかし、高摂取者のMOEは約10,000あるいは10,000未満であり、EFSAの科学委員会が提案しているように消費者の健康への懸念の可能性及びリスク管理行動が必要になる可能性を示す。 更に、BaPは食品中のPAHs出現について適切な指標ではないと当該パネルは結論づけ、PAHsの出現及び毒性に関する現時点で入手可能なデータを根拠に、PAH4及びPAH8が食品中のPAHsに関する最適な指標であると結論づけた。(2008)(PAH2、PAH4、PAH8ぞれぞれの種類については、別添を参照)	14				
		EFSAは、くん液*11種類についての安全性評価を完了した。一部の安全性について、その推定摂取量がネガティブな健康影響を及ぼす量と近いため、懸念を持っている。しかしながら、摂取量の推定は安全サイドにたって過剰に見積もっているため、これらの製品を摂取したからといって必ずしもリスクがあるということではない。11種類のくん液のうち、メーカーが示した用途及び使用量において安全マージンが十分に大きく、安全上の懸念はないとされたものは2種類であった。他の8種類は安全マージンがより小さく、パネルは、安全上の懸念があるとした。さらにもう一つのくん液については、適切なデータがないため、パネルは安全性を評価できなかった。(2010)	21				
	②米国	食品による暴露評価を目的とした情報は見当たらない。					
	③その他	食品による暴露評価を目的とした情報は見当たらない。					
	8.リスク管理措置(基準値)						
(1)国内		食品衛生法に基づく基準値はない。	22				
(2)国際機関		WHO:環境汚染由来の飲料水中のBaPのガイドラインを700ng/Lと設定している。(原典単位は μ g/L) FAO:くん液のBaPの基準値として2mg/kgと設定している。(原典単位は μ g/kg)	23,2 4				

項	目		内容							
		201	(委員会規則(EC)No 835/20 2年9月1日からの主な基準値	直[単位ng/kg](原與		文献				
		No.	食品名	BaP	PAH4(※) の総量					
		1	食用油脂(カカオバター 及びココナッツ油を除く)	2,000	10,000					
		2	カカオ豆及びその加工食 品	2,000 (2013年4月1 日から)	35,000 (2015年3月31 日まで) 30,000 (2015年4月1 日から)					
		3	ココナッツ油(直接又は	2,000	20,000					
	①EU	4	食品中の成分として) 畜肉の燻製及びその加 工品	5,000 (2014年8月31 日まで) 2,000 (2014年9月1	30,000 (2012年9月1 日から2014年 8月31日まで) 12,000 (2014年9月1					
(3)諸外国 等		5	魚介類の燻製及びその 加工品(6、7を除く)	日から) 5,000 (2014年8月31 日まで) 2,000	日から) 30,000 (2012年9月1 日から2014年 8月31日まで) 12,000	4				
				(2014年9月1 日から)	(2014年9月1 日から)					
		6	燻製スプラット(ニシン属の小魚)及び缶詰の燻製スプラット、二枚貝(生鮮、冷蔵、冷凍)、加熱処理肉及びその加工品)	5,000	30,000					
		7 8	二枚貝(燻製) 乳幼児向け加工穀類食 品	6,000 1,000	35,000 1,000					
		9	乳児向け調製乳及びフォローオン調製乳(乳児向けミルク及びフォローオンミルクを含む)	1,000	1,000					
			※PAH4は、BaP、ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[b]フルオランテン、 クリセン							
	2米国	飠	ま品についての基準値はない	, \ _o						
	③その他	オ	・ダ保健省:BaP ・リーブポマースオイル*:3,0 く質ガイドライン設定:10ng/I			25,2 6				

項	目	内容	参考文献					
		韓国: BaP(原典単位はmg/kg) 燻製魚肉: 5,000ng/kg 燻製乾燥魚肉: 10,000ng/kg 魚: 2,000ng/kg 貝類: 10,000ng/kg ヨンチェリュ(軟体動物)や甲殻類: 5,000ng/kg 特殊用途食品: 1,000ng/kg 燻製食肉製品及びその加工品: 5,000ng/kg(2010)	27					
		中国:BaP(原典単位はmg/kg) 食用油脂:10,000ng/kg (2005)	28					
9.リスク管理	ᡛ措置等(基準	「値を除く。汚染防止・リスク低減方法等)						
(1)国内		農林水産省において、「多環芳香族炭化水素(PAH)」に関するリスクプロファイルシート(検討会用)を公開。	13					
(2)国際機関		コーデックス委員会(Codex)は、2009年総会において「燻製及び直接乾燥による食品のPAH汚染を低減するための実施規範*」(CAC/RCP68-2009)を採択した。 ・Codex魚類・水産製品部会(CCCF)において、燻製魚の規格原案を検討中(現在Step5)。その中に、CCCFで策定された実施規範を踏まえ、「魚の燻製製造はPAHs生成が最小になるように行われるべきである。これはCCCFが策定した実施規範に従うことで達成可能である。」との記述がある。(ALINORM 10/33/18)						
(이끌셔 모	①EU	くん液は、その味を得るために特殊なプロセスで製造されているために複雑な混合物から成っており、他の香料とは分けた規制が必要である。そのためEC規則2065/2003(後にEC627/2006に改訂)を制定し、その評価と許可のための手続きを定めた。						
(3)諸外国 等	②米国	(米国疾病予防管理センター(CDC)や米国有害物質・疾病登録局 (ATSDR)にPAHsについてのファクトシートが掲載されているが、食品中のPAHsに特化したものではない。)						
	③その他	(豪州では、National Pollutant Inventoryにファクトシートが掲載されているが、食品中のPAHsに特化したものではない。)						
10.参考情報	Ž							
(1)物質名(IUPAC)	Benzo[a]pyrene	10					
(2)CAS名 号	/CAS番	Benzo [a] pyrene (BaP)/50-32-8	10					
(3)分子式/構造式		C ₂₀ H ₁₂ 12 12 13 3 Benzo[a]pyrene	10					
(4)物理化	学的性状							
①性状		淡黄色板状あるいは針状晶	9					
②融点(°C)		178.1°C	10					
③沸点(℃	C)	310-312°C at 10 mm Hg	10					
④比重(g		1.351	9					
5溶解度		$1.61 \times 10^{-3} \text{ mg/kg} (25^{\circ}\text{C}, 7\text{k})$	9					
(5)調製・加 よる影響	コエ・調理に Y	・食品の製造プロセス(乾燥や燻製など)や高温での食品の調理 (グリル、ロースト、フライ)は、PAHsの主な発生源となる。	2					
(6)備考								

<参考文献>

- 1. 国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同食品添加物専門家会議(JECFA): Safety evaluation of certain contaminants in food. WHO Food Additives Series No. 55 (2006)
 - http://whqlibdoc.who.int/publications/2006/9241660554_PAH_eng.pdf
- 2. 欧州委員会(EC)食品科学委員会(ECSCF):Opinion of the Scientific Committee on Food on the risks to human health of Polycyclic Aromatic Hydrocarbons in food (2002) http://ec.europa.eu/food/fs/sc/scf/out153_en.pdf
- 3. 欧州委員会(EC): COMMISSION REGULATION (EC) No 1881/2006 of 19 December 2006 setting maximum levels for certain contaminants in foodstuffs http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=0J:L:2006:364:0005:0024:EN:PDF
- 4. 欧州委員会(EC): COMMISSION REGULATION (EU) No 835/2011 of 19 August 2011 amending Regulation (EC) No 1881/2006 as regards maximum levels for polycyclic aromatic hydrocarbons in foodstuffs http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=0J:L:2011:215:0004:0008:EN:PDF
- 5. 国際がん研究機関(IARC): Agents Classified by the IARC Monographs (2012) http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php
- 6. 米国環境保護庁(EPA): TEACH Chemical Summary, Benzo(a)pyrene (BaP) (2007) http://www.epa.gov/teach/chem_summ/BaP_summary.pdf
- 7. 欧州連合(EU): Maximum levels for certain contaminants (Last updated: 25.06.2010)

 http://europa.eu/legislation_summaries/food_safety/contamination_environment

 al_factors/121290_en. htm
- 8. 世界保健機関(WHO): 725. Benzo[a]pyrene (WHO Food Additives Series 28) (1982) http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v28je18.htm
- 9. 環境省: 化学物質の環境リスク評価 第5巻 (2006) http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-12/index.html
- 10. 国際がん研究機構(IARC): Some Non-heterocyclic Polycyclic Aromatic Hydrocarbons and Some Related Exposures, IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans Volume 92 (2010)
- Culp et.al.: A comparison of the tumors induced by coal tar and benzo[a]pyrene in a 2-year bioassay, Carcinogenesis; .19(1) : 117-124 (1998)
- 12. Liu, X. and Korenaga, K. .: Dynamics Analysis for the Distribution of Polycyclic Aromatic Hydrocarbons in Rice, Journal of health science; 47(5): 446-451 (2001)
- 13. 農林水産省:個別危害要因への対応(有害化学物質)「多環芳香族炭化水素(PAH)」 食品安全に関するリスクプロファイルシート(検討会用) 作成日(更新日): 平成24年5月14日
 - $\frac{\text{http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html}{\text{ml}}$
- 14. 欧州食品安全機関(EFSA): Polycyclic Aromatic Hydrocarbons in Food [1] -

Scientific Opinion of the Panel on Contaminants in the Food Chain, The EFSA Journal: 724: 1-114 (2008)

http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/724.pdf

- 15. アイルランド食品安全庁(FSAI): Investigation into levels of Polycyclic Aromatic Hydrocarbons (PAHs) in food on the Irish market (2006) http://www.fsai.ie/WorkArea/DownloadAsset.aspx?id=8286
- 16. フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF): Recherche et dosage d'hydrocarbures aromatiques polycycliques dans les poissons fumés en conserve à l'huile végétale (2009)
 - http://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Recherche-et-dosage-d-hydrocarbures-aromatiques-po-296
- 17. Kazerouni, N. et.al.: Analysis of 200 food items for benzo[a]pyrene and estimation of its intake in an epidemiologic study, Food and Chemical Toxicology; 39: 423-436. (2001)
- 18. オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ): SURVEY OF POLYCYCLIC AROMATIC HYDROCARBONS (PAH) IN AUSTRALIAN FOODSDIETARY EXPOSURE ASSESSMENT AND RISK CHARACTERISATION (2010)
 - http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/monitoringandsurveillance/foodsurveillance/surveyofpolycyclicar4818.cfm
- 19. 農林水産省: アクリルアミドに関する情報提供資料 4 高度化事業課題 "食品中のフラン及び PAH 類の実態調査"のご紹介
 - http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/acryl_amide/a_syosai/nousui/info.html
- 20. 舘野ら:日本人の食事からの多環芳香族炭化水素の調査, 東京家政大学研究紀要 2 自 然科学: 35-41 (2005)
- 21. 欧州食品安全機関(EFSA): EFSA completes first safety assessments of smoke flavourings(8 January 2010)
 - http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/cef100108.htm
- 22. 「食品衛生法」 (昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)
- 23. 世界保健機関(WHO): Guidelines for Drinking-Water Quality, Fourth Edition, WHO (2011)
- 24. 国際連合食糧農業機関(FAO): SMOKE FLAVOURINGS Prepared at the 57th JECFA (2001) and published in FNP 52 Add. 9 (2001), superseding tentative specifications prepared at the 55th JECFA (2000) and published in FNP 52 Add. 8 (2000). An ADI of "Provisional acceptance" was established at the 31st JECFA (1987)
- 25. カナダ保健省(Health Canada): Canadian Standards (Maximum Levels) for Various Chemical Contaminants in Foods
 - http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/securit/chem-chim/contaminants-guidelines-directives-eng.php
- 26. カナダ保健省(Health Canada): Benzo[a]pyrene http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/pubs/water-eau/benzo_a_pyrene/index-eng.php
- 27. 韓国食品医薬品安全庁(KFDA): 食品医薬品安全庁告示第 2010 51 号(2010.6.30) http://www.kfda.go.kr/gyeongin/index.kfda?mid=26&seq=12660&cmd=v

- 29. コーデックス委員会(Codex): CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION Thirty-Second Session, FAO Headquarters, Rome, Italy, 29 June 4 July 2009 ftp://ftp.fao.org/codex/cac/CAC32/if32_10e.pdf
- 30. コーデックス委員会(Codex): CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION Thirty-third Session Geneva, Switzerland, 5-9 July 2010 REPORT OF THE THIRTIETH SESSION OF THE CODEX COMMITTEE ON FISH AND FISHERY PRODUCTS, Agadir, Morocco 28 September 2 October 2009
- 31. 欧州連合(EU): REGULATION (EC) No 2065/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 November 2003 on smoke flavourings used or intended for use in or on foods

 $\frac{\text{http://eur-lex. europa. eu/LexUriServ/LexUriServ. do?uri=0J:L:2003:309:0001:000}}{8:EN:PDF}$

- 32. 欧州食品安全機関(EFSA): EFSA smoke flavourings http://www.efsa.europa.eu/en/topics/topic/smokeflavourings.htm
- 33. 欧州委員会(EC): COMMISSION RECOMMENDATION of 4 February 2005 on the further investigation into the levels of polycyclic aromatic hydrocarbons in certain foods

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=0J:L:2005:034:0043:0045:EN:PDF

- 34. 欧州委員会(EC): COMMISSION REGULATION (EC) No 627/2006 of 21 April 2006 implementing Regulation (EC) No 2065/2003 of the European Parliament and of the Council as regards quality criteria for validated analytical methods for sampling, identification and characterisation of primary smoke products http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=0J:L:2006:109:0003:0006:EN:PDF
- 注)参考文献のURLは、平成24年(2012年)5月31日時点で確認したものです。情報を掲載している各機関の都合により、URLが変更される場合がありますのでご注意ください。

【用語解説 (五十音順)】

Ah 受容体:アリルハイドロカーボンレセプター

細胞内でダイオキシン類と結合する受容体(レセプター)。ダイオキシン類の多くの作用は、この Ah 受容体を介して発現すると考えられています。

F。世代

親世代、実験的な交配の親。

F₁世代

第1世代(子世代)。生殖・発生毒性試験では親世代動物 [P, F_o] の交配により得られた次世代動物をさす。

オリーブポーマスオイル

オリーブポーマスオイルは、ヴァージンオイルを搾った後の残りカスに残留している油分を、有機溶剤やその他の物理的処置により抽出したオイル。

求電子性 (親電子性)

求電子性(親電子性)とは他の分子と求電子的に反応して共有結合を形成する性質であり、生体内に存在すると DNA やタンパク質などのような高分子と容易に結合する。

グルクロン酸

肝臓で生成されるブドウ糖の酸化産物。生体内のアルコール・フェノール類と抱合体をつくり、尿中に排出し解毒作用をあらわす。また結合組織中にも含まれ、コンドロイチン硫酸などの主要成分である。

グルタチオン

グルタミン酸・システイン・グリシンの三つのアミノ酸からなるペプチド。動植物・微生物に広く分布する。容易に酸化され、生体内の酸化還元反応および解毒作用に重要な役割を果たす。

くん液

スモークフレイバー、サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を燃焼して発生したガス成分を捕集し、又は乾溜して得られたものをいいます。

最小毒性量(LOAEL)

動物実験等で有害な影響が認められた最低投与量のことです。

実施規範: Code of Practice

いろいろな活動の中で守るべき規範を指します。食品の分野では、近年、一次生産から消費にわたって安全対策をとり、最終産物の安全を確保するという考え方(フードチェーンアプローチ)が有力になってきました。この考え方に従って、生産・製造・流通の現場で守るべき規範が定められるようになり、中には管理目標値を含むものもあります。こうした傾向に従い、コーデックス委員会でも、微生物や化学物質による汚染を生産・製造・流通段階において防止・低減することが重視され、実施規範に関する議論が活発になっています。実施規範が遵守されれば、食品の汚染レベル全体が下がるので、基準値を定めて食品を検査し、違反食品のみを取り締まるよりも有効な安全対策となります。同時に、行政コストや時間の節約も期待できます。コーデックス委員会では、アクリルアミドの他に、食中毒やかび毒のリスク管理のための実施規範も議論され、採択されたものもあります。

CYP(シトクロム P450): チトクロム P450 酵素

シトクロムとは、分子中に鉄を含み生体内の酸化還元反応にかかわるタンパク質の総称

で、中でもシトクロム P450 (略称: CYP450) は肝臓での薬物代謝に大きな役割を果たす酵素です。CYP は肝細胞や他の細胞の小胞体に存在し、薬物に対し一原子の酸素を添加する反応を触媒することによって、薬物は水酸化体などの水に可溶の物質に変化して排泄されやすくなります。ヒトの CYP は 20 種以上の分子種が確認されていますが、それらが一万種以上もの薬物の代謝に関与するために、一つの CYP が異なる化学構造を持つ他の薬物に働きかけることができるようになっています。このため CYP に係わる薬物相互作用が問題となります。

親油性

脂肪や油に溶けやすいこと。分子中の炭化水素基と油などの炭化水素骨格とが親和力をもつことによって生ずる性質。親油性の物質は一般に疎水性である。

スロープファクター(slope factor)

体重 1 kg 当たり 1 mg の化学物質を、毎日、生涯にわたって経口摂取した場合の過剰発がんリスク推定値。

がんの過剰発生率=スロープファクター $(mg/kg/H)^{-1}$ ×経口暴露量(mg/kg/H)

トータルダイエットスタディ: Total Diet Study

市場で売られている広範囲の食品を対象とし、食品添加物や農薬などを実際にどの程度 摂取しているかを把握するために、加工・調理によるこれらの物質の増減も考慮に入れて 行う摂取量の推定方法のことです。トータルダイエットスタディには、「マーケットバスケット方式」と「陰膳(かげぜん)方式」の2種類があります。

ng(ナノグラム)

1mg(ミリグラム)の 100 万分の 1 の量です。1,000 ナノグラム=1 マイクログラム=1,000 分の 1 ミリグラムです。

暴露(ばくろ)

作業段階や、環境経由、製品経由、あるいは事故によって、ヒトが化学物質を吸ったり、 食べたり、触れたりして、体内に取り込むこと、また、生態系が化学物質にさらされるこ との総称です。

暴露マージン(MOE: Margin of Exposure)

暴露幅とも言います。ある化学物質のヒト暴露量が動物実験で得られた無毒性量(NOAEL) 又はベンチマーク用量信頼下限値(BMDL)に対してどれだけ離れているかを示す係数です。 NOAEL 又は BMDL/暴露量により算出します。この値が大きい程、現時点の暴露量はヒト又は環境中の生物に有害性を発現するまでの余裕が大きいということを示しています。

ベンチマーク用量信頼下限値(BMDL)

毒性発現率と摂取量の相関性に数理モデルを適用し、ある確率で毒性(通常一般毒性では 10 %(BMDL10)、発生毒性では 5 %)を発現(又は増加)すると推定される摂取量の信頼限界(通常 95 %)の下限値で、経験的に NOAEL と近い値になると考えられています。

この方法では、NOAEL 法と違い、実験デザインを含めた推定が可能です。

抱合

生体内で、異物や生体内物質の官能基に生体成分を結合させる反応。多くの場合、抱合 反応を受けることにより尿中や胆汁中に排泄される。

芳香族化合物

ベンゼン環をもつ一群の有機化合物の総称。これに属する炭化水素は骨格構造が安定で付加反応が起こりにくく、置換反応を起こしやすいなどの特有の反応性をもち、一般に芳香をもつ。

無毒性量(NOAEL: No Observed Adverse Effect Level)

ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が 認められなかった最大の投与量のことです。通常は、さまざまな動物試験において得られ た個々の無毒性量の中で最も小さい値を、その物質の無毒性量とします。

無毒性量(NOAEL)等

環境省の「化学物質の環境リスク評価」においては、「無毒性量(NOAEL)等とは、NOAEL(NOEL)から、又はLOAEL(LOEL)を10で除して変換したNOAEL(NOEL)から、時間補正のみを行って求めた数値をいう」とされています。

「化学物質の環境リスク評価」における用語説明

最小毒性量(LOAEL:Lowest Observed Adverse Effect Level)

毒性試験において有害な影響が認められた最低のばく露量。

最小影響量(LOEL: Lowest Observed Effect Level)

最小作用量ともいう。毒性試験において何らかの影響が認められる最低のばく露量。影響の中には有害、無害両方を含むので、一般にはLOAEL に等しいかそれより低い値である。

無毒性量(NOAEL: No Observed Adverse Effect Level)

無副作用量、最大有害無作用レベル、最大無毒性量と訳すこともある。何段階かの投与用量群を用いた毒性試験において有害影響が観察されなかった最高のばく露量のことである。この値に安全係数や不確定係数を乗じて、ADI やTDI を求めることがある。

無影響量(NOEL: No Observed Effect Level)

毒性試験において影響が認められない最高のばく露量。影響の中には有害、無害両方を含むので、一般には NOAEL に等しいかそれより低い値である。

欧州及びIARCで注目されている食品中の多環芳香族炭化水素(PAHs)一覧

		1	欧州委員会	#目目		EC科学	트립스	欧州委員会勧告	欧州委員会規則		FFSΔ	専門家	스스	1				
			(EC) No 835			2002	7只五	(2005/108/EC)	(EC) No 627/2006	JECFA 2006	2008	4113	X D	IARC 2012				
							of the	COMMISSION	COMMISSION	JECFA		/clic Ar	omatic	Agents				
			(EC) No 835	EC) No 835/2011 Scientific Regulation(EC)No Cor		Scientific		RECOMMENDATION	REGULATION (EC) No	Safety evaluation				Classified by				
			amending Re			Committe	ee on	(2005/108/EC)	627/2006	of certain	Food	[1] -		the IARC				
			1881/2006 a			Food on	the risks	the further investigation	implementing Regulation	contaminants in	Scient	ific Op	inion	Monographs,				
			maximum lev				health of	into the levels of	(EC) No 2065/2003 of	food. WHO Food	of the	Panel	on	Volumes 1-				
			aromatic hyd	oodstuffs A		Polycycli	С	polycyclic aromatic	the European Parliament	Additives Series	Conta	minants	s in	104				
			foodstuffs			Aromatic		hydrocarbons in certain	and of the Council as	No. 55, 2006		od Cha	ain,					
						Hydrocar		foods	regards quality criteria		2008							
						food,2002	2		for validated analytical									
物質名	物質名(日本語)	CAS.No.							methods for sampling,									
70000000000000000000000000000000000000	初其古(日本明)	0710.110.							identification and									
									characterisation of primary smoke products									
									primary smoke products									
			食品中の基準	≛値が設定:	された	EC科学委	員会が発	EU加盟国に対し、発がん	くん液は、その味を得るた	遺伝毒性と発がん	PAHs	5染の指	標とな	IARCによる最新				
			PAHs			がん性又		性PAHsの含有量を調査	めに特殊なプロセスで製造	性があるとして、今	るPAH	sの種類	Ī.	の評価				
						性があると		し、これらの食品の製造及	されているために複雑な混									
						15種のPA	Hs	び加工方法、また、場合によってはPAHsの低減に向	合物から成っており、他の 香料とは分けた規制が必	きとした13種+将来 の評価に役立つ可		標であっ	ると結					
												けて最適化した方法又は	要であることから、その評	能性のある計14種	āĦ			
						1		代替方法を検討するよう勧		のPAHs								
								告したPAHs	準(分析方法等)を定めた									
									PAHs									
			検討対象	単独で基	4種類	遺伝毒性	発がん性				PAH2	PAH4	PAH8					
				準値設定	(PAH4)の 総量とし													
					秘里とし て基準値													
					設定													
benzo[a]pyrene (BaP)		50-32-8	0	0	0	0	0	0	0	•	0	_	<u>o</u>	Group1				
benzo[a]anthracene (BaA)		56-55-3	0		0	0		0	0	0		0	0	Group2B				
benzo[b]fluoranthene		205-99-2	0		0	0		0	0	0		0	0	Group2B				
benzo[j]fluoranthene (BjFA)	ベンゾ[j]フルオランテン		0			0		0	0	0				Group2B				
benzo[k]fluoranthene (BkFA) benzo[c]fluorene(BcL)	ベンゾ[kフルオランテン ベンゾ[c]フルオレン	207-08-9 205-12-9	O(JECFAの勧告)	-		0_	0	0	0	O (将来)			0	Group2B				
benzo[c]fluorene(BcL) benzo[ghi]perylene	ベンゾ[g,h,i]ペリレン		O(JEGFAの勧告)			0		0	0	(付来)			0	Group3 Group3				
chrysene (CHR)	クリセン		0		Ο	0	0	0	0	0	0	0	0	Group3				
cyclopenta[cd]pyrene	シクロペンタ[cd]ピレン		0		0	0	0	0	0				0	Group2A				
dibenzo[a.h]anthracene (DBahA)		53-70-3	0			0		0	0	0			0	Group2A				
dibenzo[a,e]pyrene (DBaeP)	ジベンゾ[a,e]ピレン		0	 		0		0	0	0	1			Group3				
dibenzo[a,h]pyrene (DBahP)	ジベンゾ(a,h)ピレン		Ö			0		Ö	Ö	Ö				Group2B				
dibenzo[a.i]pyrene (DBaiP)	ジベンゾ[a,i]ピレン	189-55-9	Ö			Ö		Ö	Ö	Ŏ				Group2B				
dibenzo[a.l]pyrene (DBalP)	ジベンゾ[a,l]ピレン		Ö			Ö		Ŏ	Ŏ	Ŏ				Group2A				
indeno[1.2.3-cd]pyrene (IP)	インデノ[1,2,3-c,d]ピレン		Ö			Ö		Ŏ	Ŏ	Ŏ			0	Group2B				
5-methylchrysene (5-MCH)	5-メチルクリセン		Ŏ			Ö		Ŏ	Ŏ	Ŏ			_	Group2B				